

2026年度

東海電友共済会 災害補償制度のご案内

グループ傷害保険

就業中のケガを補償!

(注) 通常経路による通勤途上も就業中に含まれます。



特長

- (1) 被保険者1名のお支払掛金(保険料+制度運営費)は、月々1,500円または1,700円。
- (2) 就業中における傷害事故(ケガ)を補償。
- (3) 業務に起因して生じた熱中症も補償。
- (4) 入院は日帰り入院から最長1,200日まで補償。通院のみでも補償。

保険契約者 : 一般社団法人東海電友共済会
保険期間 : 2026年4月1日午後4時~2027年4月1日午後4時
加入対象者 : 一般社団法人東海電友共済会の会員
被保険者 : 一般社団法人東海電友共済会の会員である個人事業主、および法人の役員・従業員

■取扱代理店 : 一般社団法人東海電友共済会 浜松市中央区鴨江4-10-20 Tel 053-454-7340

■引受保険会社 : AIG損害保険株式会社 中部企業営業部 Tel 052-251-3178 (代表)

就業中のケガ

交通事故によるケガ

【例】

- 車が衝突してケガ
- 自損事故をおこしてケガ
- 車にはねられてケガ
- 急ブレーキで頭を打ってケガ
- 自転車で転倒してケガ
- バイクで転倒してケガ



車が衝突してケガ



自損事故をおこしてケガ



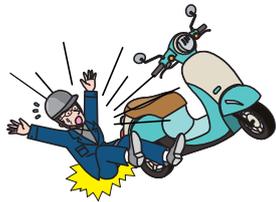
車にはねられてケガ



急ブレーキで頭を打ってケガ



自転車で転倒してケガ



バイクで転倒してケガ

さまざまなケガ

【例】

- 机の角に接触してケガ
- 足をすべらせてケガ
- 道路通行中、物が落ちてきてケガ
- エスカレーターから転落してケガ
- 道路通行中、ガス爆発でケガ
- 感電してケガ



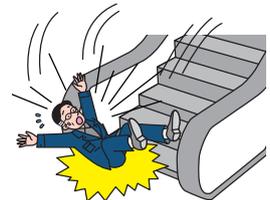
机の角に接触してケガ



足をすべらせてケガ



道路通行中、物が落ちてきてケガ



エスカレーターから転落してケガ



道路通行中、ガス爆発でケガ



感電してケガ

交通事故によるケガに対する補償



さまざまなケガに対する補償 (熱中症も補償)

補償内容

傷害補償 就業中のケガを補償します。

こんな時にお支払いします！

日本国内・国外を問わず、就業中(注1)に急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(注2)をされた場合に、下記の保険金をお支払いします。

(注1)「就業中」とは、被保険者が職務に従事している間および住居と就業の場所との間を合理的な経路・方法により往復する出勤または退勤途上をいいます。

(注2)有毒ガス・有毒物質による急性中毒および就業中に摂取した食品が原因の細菌性食中毒およびウイルス性食中毒も対象となります。

※保険金の受け取りは被保険者または法定相続人となります。

1. 死亡保険金

ケガが原因で事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。

(注) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を死亡・後遺障害保険金額から差し引いてお支払いします。

2. 後遺障害保険金

ケガが原因で事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。

(注) お支払いする保険金は、保険期間を通じて、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

3. 入院保険金

ケガが原因で事故日を含めて180日以内に入院した場合、事故日を含めて1,200日以内の入院について入院保険金をお支払いします。



4. 手術保険金

ケガが原因で事故日を含めて180日以内に入院または通院し、事故日を含めて1,200日以内に所定の手術を受けた場合にお支払いします。

5. 通院保険金

ケガが原因で通院した場合、事故日を含めて180日を経過するまでの期間に対して90日を限度に通院保険金をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いする場合は、次の①から②の間の期間に対し90日を限度として通院保険金をお支払いします。通院に準じた状態(※1)および往診も対象となります。

①事故日 ②入院保険金が支払われるべき期間の終了日の翌日から180日目

(※1) 医師の指示により、保険の約款に定める部位(長管骨、脊柱、上肢・下肢の3大関節など)を固定するためにギプスなど(※2)を常時装着した状態をいいます。

(※2) ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。



6. 休業療養保険金等

就業中の事故によるケガが原因で事故日を含めて180日以内、かつ、保険期間中に就業不能となった場合に、次の保険金をお支払いします。

休業療養保険金 就業不能が開始した日から30日を限度に[ご契約の保険金日額×就業不能日数]をお支払いします。

手術療養保険金 休業療養保険金が支払われる場合で、就業不能が開始した日から30日以内にそのケガの治療のために所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。(1事故につき1回限度)

①入院中に受けた手術の場合、[ご契約の保険金日額×10]

②①以外の手術の場合、[ご契約の保険金日額×5]

入院療養一時金 休業療養保険金が支払われる場合で、1泊2日以上入院日数が通算8日以上となったときに、[ご契約の保険金日額×10]をお支払いします。

長期休業療養一時金 休業療養保険金をお支払いする場合で、30日間継続して就業不能となり、かつ、31日目においても就業不能が継続していたときに、部位およびその症状に応じて定めた金額をお支払いします。



業務による症状補償特約

業務による症状(熱射病、日射病など保険の約款に記載の症状)についても保険金をお支払いします。

保険金をお支払いしない主な場合

- 故意または重大な過失
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 自動車(自動二輪車・クレーン車等を含みます。)・原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、または麻薬などを使用して運転をしている間の事故
- 病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など)
- 入浴中の溺水(ただし、弊社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)
- 妊娠・出産・早産
- むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの
- 地震・噴火またはこれらによる津波(地震・噴火・津波危険補償特約セット時はお支払いします。)
- 特に危険な運動中の事故(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など)
- 戦争・革命・内乱・暴動
- 放射線照射・放射能汚染
- 通常の道路以外での自動車・バイク等による競技・競争・練習中の事故
- …など

補償金額（保険金額）と掛金

1. 保険金額

■ 保険期間1年、多数割引25%（※）

重度後遺障害保険金の追加支払対象外特約、入院保険金等支払条件変更特約（入院延長1200日）、業務による症状補償特約等セット

補償内容		Aプラン	Bプラン	Cプラン
死亡保険金		2,000万円	2,000万円	1,500万円
後遺障害保険金（障害の程度に応じて）		80万円～ 2,000万円	80万円～ 2,000万円	60万円～ 1,500万円
入院保険金（日額）（1事故につき1,200日限度）		5,000円	6,000円	6,000円
手術保険金（1事故につき1回限度）		入院中：入院保険金日額の10倍 入院中以外：入院保険金日額の5倍		
通院保険金（日額）（1事故につき90日限度）		3,000円	5,000円	3,000円
休業療養保険金等	休業療養保険金（日額）（30日限度）	2,000円	2,000円	5,000円
	手術療養保険金（1事故につき1回限度）	入院中：休業療養保険金日額の10倍 入院中以外：休業療養保険金日額の5倍		
	入院療養一時金（1泊2日以上入院が通算8日以上）	20,000円	20,000円	50,000円
	長期休業療養一時金（継続休業31日以上）	1～50万円（部位・症状に応じて）		

■ 就業中のみ補償

■ 上記は加入被保険者1名あたりの保険金額です。

2. 1か月間のお支払掛金（保険料＋制度運営費）

記名式の場合 2025年11月現在

加入被保険者1名あたりの掛金 A級職 電気機械器具組立・修理作業者	Aプラン	Bプラン	Cプラン
	1,500円	1,700円	1,500円

■ この掛金のうち、Aプラン320円・B、Cプラン310円が制度を運営するための事務・管理費等となっています。

※ 保険期間開始日時点における加入被保険者数が5,000名以上の場合、多数割引25%が適用されます。
加入被保険者数に応じて割引率が異なりますので、詳細は取扱代理店・扱者までお問い合わせください。

対象となる被保険者の範囲

■ 貴社事業所の役員・従業員のうち保険の対象となる方をいいます。

保険期間

2026年4月1日（水）午後4時から1年間

■ 保険期間の中途での加入も可能です。

保険期間の中途でのご加入の場合は、毎月末日までの受付分は、翌月1日からの加入となります。

申込締切日

■ 「加入連絡票」の記載内容をご確認いただき、記名・捺印のうえ、共済支部、支所にお申込みください。

申込締切日

2026年2月20日（金）

団体ご契約者さま向け付帯サービス

24時間電話健康相談

事業主・役員・従業員およびそのご家族(配偶者ならびに被扶養者)の方がご利用いただけます。

相談スタッフ(医師、保健師、看護師など)が、24時間・年中無休で、健康、医療、介護、育児、メンタルヘルスなどのご相談に応じます。

- ・本サービスは引受保険会社が「ティーベック株式会社」に委託して提供します。
- ・ご利用にあたって諸条件がありますので、ご利用の際にお電話でご確認ください。
- ・ご相談者の状況や相談内容により、ご相談を制限または停止させていただく場合があります。

女性のための24時間電話健康相談

事業主・役員・従業員およびそのご家族(配偶者ならびに被扶養者)の女性の方がご利用いただけます。

24時間・年中無休で、女性に多い病気や妊娠・出産および更年期障害等のご相談に女性の相談スタッフ(医師、保健師、看護師など)がお電話でアドバイスします。

女性のための24時間電話健康相談は女性の相談スタッフが相談にお応えしますが、お電話を受け付けるスタッフや、相談内容により、医師・心理カウンセラー等の相談スタッフが、男性になる場合があります。

- ・本サービスは引受保険会社が「ティーベック株式会社」に委託して提供します。
- ・ご利用にあたって諸条件がありますので、ご利用の際にお電話でご確認ください。
- ・ご相談者の状況や相談内容により、ご相談を制限または停止させていただく場合があります。

法律事務所による無料電話法律相談

事業主・役員・従業員の方がご利用いただけます。

プライベートやお仕事のお困りごとなど、法律に関する相談ができます。

- ・本サービスは引受保険会社が「ベリーベスト法律事務所(第一東京弁護士会所属)」に委託して提供します。
- ・提供するサービス時間を超える法律相談や本サービス外での法律相談をご希望の場合は有料でお受けする場合があります。
- ・電話受付ではスタッフが対応する場合があります。

電話による社会保険労務士無料相談サービス

事業主または人事労務ご担当者の方がご利用いただけます。

健康保険、労災保険、厚生年金保険などの「ケガや病気、休業や障害に係わる給付」について相談ができます。

- ・本サービスは引受保険会社が「社会保険労務士法人柏木労務管理事務所」に委託して提供します。
- ・個別面談をご希望の場合や手続き処理のご依頼の場合は有料でお受けする場合があります。



これらのサービスは予告なく変更または中止される場合があります。あらかじめご了承ください。

災害補償制度について

- 商品の仕組み： この商品はグループ傷害保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者： 一般社団法人東海電友共済会
- 保険期間： 2026年4月1日(水)午後4時から1年間となります。
- 申込締切日： 2026年2月20日(金)
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等： 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者： 一般社団法人東海電友共済会の会員
 - 被保険者： 一般社団法人東海電友共済会の会員である個人事業主、および法人の役員・従業員被保険者のうち保険の対象となる方をいいます。
 - お支払方法： 2026年4月から毎月控除となります。(12回払)
 - お手続き方法： 「加入連絡票」に必要事項をご記入のうえ、東海電友共済会までご送付ください。

(注) ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。

- 保険期間の中途でのご加入： 保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月末日までの受付分は受付日の翌月1日から2027年4月1日午後4時までとなります。
- 保険期間の中途での脱退： この保険から脱退(解約)される場合は、東海電友共済会までご連絡ください。
- 多数割引は、本団体契約のご加入人数により決定しています。
割増引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。
また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金： この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

重要事項説明書

- 保険商品についての重要な情報を記載しています。ご加入に際しては、一般社団法人東海電友共済会のホームページよりご確認ください。
<http://www3.tokai.or.jp/denyukai/>

- 当制度は団体の制度商品です。団体の構成員以外にご加入いただけません。また、団体の構成員でなくなった場合は、補償を継続できなくなるため、必ずご連絡ください。
- このご案内は保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。
また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。
- 引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

取扱代理店

一般社団法人東海電友共済会 担当：柴田・和久田

〒432-8023 浜松市中央区鴨江4-10-20

TEL.053-454-7340 FAX.053-454-3821

受付時間：午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

引受保険会社 **AIG損害保険株式会社** 中部企業営業部